

## 関東森林管理局造林事業請負監督・検査要領細則

### 第1章 総則

#### 1. 第1条について（趣旨）

国有林野造林事業に係る請負契約の監督及び検査の実施にあたっては、「国有林野事業造林事業請負契約約款」（平成20年3月31日付け19林国業第240号林野庁長官通知）及び「造林事業請負標準仕様書」（平成20年3月31日付け19林国業第241号林野庁長官通知）並びに「国有林野事業における製品生産事業及び造林事業に係る請負事業監督・検査実施要領（以下、「監督・検査要領」という。）」（令和4年7月6日付け4林国業第59号長官通知）のほか関係法令等及び本細則に定めるところによる。

#### 2. 第4条について（監督職員等の一般的心得）

- （1）監督職員は、監督を命ぜられた事業にかかる請負契約書及び契約約款並びに設計図書及びその他関係書類（現場説明書及び現場説明に対する質問の回答を含む。）等を熟知し、これに基づき、厳正にその職務を行わなければならない。
- （2）監督職員は、提出された事業計画書に基づいて実施されているかを常に把握し、必要に応じて請負者に適切な措置をとるよう求めなければならない。
- （3）監督職員は、地拵や下刈の刈高、苗木の仮植や植付における細部にわたる方法、薬剤等の調合等完成後では確認又は明視出来ない内容については、請負者と連絡を密にし、重点的かつ効率的に監督しなければならない。

### 第2章 監督

#### 3. 第7条について（指示、承諾及び協議）

- （1）監督職員は、契約約款等の定めるところにより、請負者に指示、承諾及び協議を行う場合は、原則として書面によらなければならない。
- （2）監督職員は、前項により指示した事項については、書面の控え等に請負者の署名又は認印を徴しておくものとする。ただし、契約約款等に別の定めがある場合はその定めるところによる。
- （3）監督職員は、請負者より契約図書等の疑義について判定を求められた場合は、速やかに具体的な指示を与えなければならない。

#### 4. 第9条について（材料の検査）

- （1）請負者が購入した苗木については、請負者から提出された苗木確認願に基づき、品種や系統、規格のほか、林業種苗法に基づく農林水産大臣の指定する配布区域の範囲内で生産されたものかなどを確認するとともに、梱包や輸送の状況、納入本数、蒸れ

- や乾燥等の異常、枝張の状況をはじめとした発育状況、病虫害の有無等の適否を検査する。また、着荷本数の1%程度を無作為に抽出し、苗長、根元径を計測する。
- (2) 請負者が購入した薬剤については、設計図書に示された薬剤の仕様に基づき、納品書及び現物により、品名、規格、剤型、数量を検査する。
  - (3) 請負者が購入した(1)及び(2)以外の資材については、設計図書に示された仕様と現物を照合し、規格、数量を検査する。

#### **5. 第10条について（監督職員の立会い）**

監督職員は、次のいずれかに該当する場合及び設計図書において指定されている事項については、原則として立会わなければならない。

- (1) 作業の始期及び完了のとき。
- (2) 支給材料及び貸与品を授受するとき。
- (3) 除草剤の散布や薬剤散布を伴う松くい虫防除等の作業を行うとき。
- (4) 請負者からの要請があったとき。
- (5) その他分任支出負担行為担当官（以下、「分任官」という。）から指示のあったとき。

#### **6. 第11条について（支給材料及び貸与品の授受）**

設計図書に掲げる請負者への支給材料及び貸与品（以下、「支給材料等」という。）の授受は、次により適正に行わなければならない。

- (1) 監督職員は、支給材料等の引き渡しに当たっては、請負者又は請負者の現場代理人の立会いを求め、確認検査の上、国からの支給材料（貸与品）等受領書を請負者から徴取しなければならない。
- (2) 監督職員は、支給材料等の保管及び使用が適正に行われるよう、十分注意しなければならない。
- (3) 監督職員は、支給材料等の一部又は全てについて、国からの支給材料（貸与品）等返納届が提出された場合は、請負者又は請負者の代理人の立会いを求め、確認検査の上、受け取らなければならない。

#### **7. 第21条について（監督日誌）**

監督日誌に記載する内容は次に示すものとする。

- (1) 指示、説明、承諾、協議の内容
- (2) 請負者からの届出、報告、作業経過
- (3) 検査確認の内容及び結果
- (4) 立会いの内容
- (5) 出来形等の確認
- (6) 関係書類の処理経過

#### **8. その他監督業務に要する事項**

- (1) 実行管理

監督職員は、造林事業請負実行管理基準に基づき請負者に進捗管理、出来高管理、品質管理等の必要な実行管理を行わせなければならない。

- ① 監督職員は、週1回程度、作業日報等を確認し、適切な実行管理がされていないと判断した場合又はその可能性がある場合は、速やかに現地を確認し、請負者に是正措置をとらせなければならない。
- ② 請負者から提出された文書等については、必ず内容を確認のうえ必要な処理等を行うこととする。なお、作業日報及び記録写真については、別冊として整理・保管しておくこと。

## (2) 監督職員の事務

監督職員は、次に示す事項について、時期を失することなく確実にいき、速やかに分任官に副申又は結果の報告を行わなければならない。

- ① 事業計画書の適否の検討及び副申
- ② 事業着手の確認及び着手届の副申
- ③ 現場代理人届の副申
- ④ 苗木等の材料の検査及び報告
- ⑤ 部分完了届の提出のあった場合の副申
- ⑥ 中止の検討及び副申
- ⑦ 作業期間延長願の副申
- ⑧ 事業完了の確認及び完了届の副申
- ⑨ 支給材料及び貸与品の授受及び報告
- ⑩ その他必要事項

## (3) 分任官への緊急の報告

監督職員は、次のいずれかに該当する事態が生じた場合は、速やかに分任官に報告し、その指示を受けなければならない。

- ① 災害、その他事故のあったとき。
- ② 現場代理人及び作業員が不都合な行為に出たとき。
- ③ 事業実行上、重大な影響を及ぼす事態が発生したとき。
- ④ 承認した事業計画書で適期に実施する予定であった作業等が期間内に完了する見込みがないとき、又は事業期間の変更を必要とするとき。
- ⑤ 支給材料又は貸与品について、請負人の故意又は過失により滅失若しくはき損、又は返納が不可能となったとき。
- ⑥ その他重要な事項が生じたとき。

## (4) 契約変更の上申

監督職員は、次のいずれかに該当する事態が生じた場合は、速やかに分任官へ契約変更を上申しなければならない。

- ① 設計図書の変更又は事業期間の変更を行う必要があるとき。
- ② 契約数量を増減し、請負金額を変更する必要があるとき。

## (5) 証拠書類の作成整備

監督職員は、監督業務の内容及び経過を明らかにするために、次の書類等を作成・

整備しなければならない。なお、検査職員から検査前の調査として、監督職員が作成、整理保存する書類の求めがあった場合には、検査職員に提供すること。

- ① 監督日誌
  - ② 材料検査野帳
  - ③ 指示、承諾通知書、副申・報告文書
  - ④ 記録写真(監督職員が撮影したもの)
  - ⑤ その他必要書類
- (6) 監督済報告

監督職員は、分任官から監督を命ぜられた事業について検査が合格したときには、速やかに監督済報告書に(5)に定める証拠図書類及び監督日誌を付して、分任官あて報告しなければならない。

### 第3章 検査

#### 9. 第25条について（検査の種類）

検査の種類は、監督・検査要領の定めのほか、次によるものとする

- (1) 契約解除に伴う既済部分の検査
- (2) 指示による手直し又は改良後の完了検査

#### 10. その他検査業務に要する事項

##### (1) 検査前の調査

検査職員は、検査の実施に当たって、次の事項について事前に調査し、必要に応じて監督職員に、事業内容の説明を求めるものとする。

- ① 契約書、設計図書の内容
- ② 事業計画の内容
- ③ 事業着手、完了の年月日
- ④ 部分検査、部分払の有無とその内容
- ⑤ 監督職員が作成した、監督日誌、記録写真、報告文書等の内容
- ⑥ 監督職員の整理保存する請負者から提出された作業日報、記録写真等の内容
- ⑦ 事業期間中の災害等の有無と被害状況及びその措置、補償等の内容
- ⑧ 支給材料、貸与品等の数量並びに管理、返納の内容
- ⑨ その他必要事項

##### (2) 検査の方法

- ① 検査は、当該事業の請負者又は請負者の代理人の立会の下で、契約書、契約約款等及び設計図書に基づいて、別表「関東森林管理局造林事業検査基準」により検査対象地全体及び標準地並びに標準木による抽出検査を林小班（記番）別に行わなければならない。

ただし、原則として作業区域が団地的、かつ作業仕様が同一の場合は、1林小班（記番）とみなすことができるものとする。

- ② 全体検査における出来高面積の検査は、面積確定時の周囲測量の杭を確認して行うこととする。ただし、保育作業であって作業を予定していた区域どおりに実施されていることが目視により明らかな場合には、無人航空機により撮影した静止画像等で確認することができることとする。

なお、部分検査における内面積の検査は、未済部分との分割測量又は無人航空機によるオルソ画像を活用した方法で面積を算定して行うものとする。

- ③ 抽出検査の標準地の箇所数は、ほぼ一様と見られる箇所毎に下表の基準により選定する。

林小班（記番）別面積	箇所数	設定基準
15 ha未満	1以上	標準地1箇所当たりの大きさ等の基準は、別表検査基準のとおり
15～30 ha未満	2以上	
30 ha以上	3以上	

- ④ 抽出検査の標準木の本数は、下表とする。

林小班（記番）別面積	調査本数
15 ha未満	60（30本×2列）
15～30 ha未満	90（30本×3列）
30 ha以上	120（30本×4列）

### （3）検査復命書

検査職員は、前条の検査を完了したときは速やかにその結果を明らかにした検査復命書を作成し、検査野帳等を添付のうえ分任官に復命しなければならない。

なお、検査職員は検査時の状況が確認できる写真を請負者に撮影させ、添付することとする。

### （4）検査不合格の際の処理

- ① 検査職員は、検査の結果、許容限度外のものとは不合格とし、造林請負事業検査結果報告書を作成し、分任官に報告することとする。
- ② 分任官は、検査結果通知書により請負者に通知し、手直し又は改良（以下「手直し等」という。）を指示するとともに、手直し等を行った後に再び検査職員に検査を行わせることとする。

なお、手直し等の内容が極めて軽微で、直ちに手直し等が行えるものについては、検査職員から口頭で指示し、手直し等が完了した後に再び検査を行うこととする。

- ③ 下刈、つる切、除伐、除伐2類、枝打、林地除草剤散布の検査において、許容限度を超えて植栽木等に損傷があった場合は、その超えた率に応じて請負者に損害を賠償させるものとする。
- ④ 損害賠償額は、国有林野等評価基準（平成13年9月20日付13林国業第118号長官通達、平成18年5月2日付18林国業第16号最終改正）の林齢区分毎の算式に基づいて算出したha当り造林費用価から、以下の算式により求めるものとする。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{① 1本当たりの造林費用価 (F)} = \text{ha当り造林費用価 (V)} \div \text{ha当り原植栽本数 (n)} \\ \text{② 損害賠償額 (E)} = \text{損傷本数} \times \text{1本当たりの造林費用価 (F)} \end{array} \right]$$

- ⑤ 分任官は、損害賠償金を徴収することが明らかとなった場合は、賠償金の算定を行い、請負者に請求の通知を行うこととする。なお、請負代金と賠償金を相殺する場合は、請負者にその旨通知する。
- ⑥ 損害賠償額の算定に当たっては採用因子の根拠を明らかにしておくものとする。

## 関東森林管理局造林事業検査基準

作業種	検査			判定		不合格の処理		適用	
	種別	事項	方法	判定	許容限度	判定	事後措置		
地拵	対象地全体	出来高面積	①現地における未了箇所の有無。 ②契約図面又は部分完了届図面と検査図面等との差異の有無。等について検査。	未了箇所がなく、契約及び完了図面と検査図面等に差異がない場合。	適	適以外	未了部分を完成させ再検査。		
		刈払状況	地際から丁寧に刈り払われているか否かを目視。	植付に支障なく刈り払われている場合。	〃	〃	手直し後再検査。		
		刈払物未木枝条の処理	植付に支障が無いように片付けられているか否かを目視。	植付に支障なく刈り払われている場合。	〃	〃	〃		
		筋置の方向	未木枝条等が転落しないように等高線に沿って置かれているか否かを目視。	適正に置かれている場合。	〃	〃	〃		
		立木の処理	指示又は標示してある立木の保残及び伐採対象木が伐倒されているかを確認	保残及び伐倒が適正に行われている場合。	〃	〃	〃		
		天然生稚幼樹の保残	指示している天然生稚幼樹が適正に保残されているか否かを確認。	保残が適正に行われている場合。	〃	〃	配置等手直しが可能の場合は手直し後再検査。	全く保残されていない場合は嚴重注意。	
	標準地	設定方法	基準線は筋方向とし、1カ所当たり200㎡以上。						
		植幅、刈幅	最大幅、最小幅を10cm単位で計測し、その平均と特記仕様書の寸法とを比較。	許容限度以内のもの。	20%以内の減	20%を超える増	手直し後再検査		
		置幅	最大幅、最小幅を20cm単位で計測し、その平均と特記仕様書の寸法とを比較。	〃	20%以内の増	20%を超える減	〃		
	※地拵、植付の一括契約の場合は、監督職員による地拵完了確認により、植付に移行できるものとする。 この場合、地拵の検査については、植付の検査合格をもって、合格したものとみなす。								
植付	対象地全体	出来高面積	①現地における未了箇所の有無。 ②契約図面又は部分完了届図面と検査図面等との差異の有無。等について検査。	未了箇所がなく、契約及び完了図面と検査図面等に差異がない場合。	適	適以外	未了部分を完成させ再検査。		
		植付の方法	植栽の方法が仕様書どおり適正に実施されたか否かを写真や監督職員の記録により確認する。また現地において無作為に数十本の梢頭部分を引っ張り踏み固め強さ等について検査する。	適正に行われている場合。	〃	〃	手直し後再検査。	苗木確認検査は監督職員が実施。	
	標準地	設定方法	1箇所当たり100㎡以上（精査は、さらに200㎡）						
		ha当たり植付本数	標準地内の全植付本数からha当たりの植付本数を算出。（植付実行記録簿にて、総本数の確認）	許容限度以内のもの。	90%以上	90%未満	精査。精査の結果90%に満たない場合は手直し後再検査。		
		本数（植付方法、苗木の適否を含む）	標準地内の全植付本数及び枯損、不適正な植栽、規格外の苗木の本数を調査し、全本数に占める割合を算出。	〃	〃	〃	〃		
植栽間隔	列間及び苗間の距離を20cm単位で計測し、総平均と特記仕様書の寸法とを比較。	許容限度以内のものが60%以上。	10%以内の増減	許容限度以内のものが60%未満	手直し後再検査。				

作業種	検査			判定		不合格の処理		適用	
	種別	事項	方法	判定	許容限度	判定	事後措置		
下刈	対象地全体	出来高面積	①現地における未了箇所の有無。 ②契約図面又は部分完了届図面と検査図面等との差異の有無。等について検査。	未了箇所がなく、契約及び完了図面と検査図面等に差異がない場合。	適	適以外	未了部分を完成させ再検査。		
		刈払高	地際から丁寧に刈り払われているか否かを目視。	丁寧に刈り払われている場合。	〃	〃	手直し後再検査。		
		刈払物の処理	刈払物が植栽木に被っておらず、根元か苗間に片付けられているか否かを目視。	植栽木に被っておらず、生長や蒸れに影響を与えない程度に片付けられている場合。	〃	〃	〃		
		つる類の切断、除去	つる類が確実に切断され植栽木から取り除かれているか否かを目視。	確実に行われている場合	〃	〃	〃		
		保残立木の枝払い	植栽木の生長に影響を与えない程度に枝払いが行われているか否かを確認	適正に行われている場合。	〃	〃	〃		
	標準地	設定方法	基準線は筋方向とし、1カ所当たり100㎡以上。						
		【筋刈・坪刈の場合】刈幅、残し幅	標準地内の全ての筋について最大幅、最小幅を20cm単位で計測し、その平均と特記仕様書の寸法とを比較。	許容限度以内のもの。	10%以内の減	10%を超える減	〃		
	標準木	植栽木の損傷率	全区域の任意の植列を分散して選び、1植列当たり概ね30本ずつを細則10(2)④に定める本数を選び、そのうちの損傷されたことによって翌年度秋までに健全木と同程度に回復する見込みのないものの本数を数え、その比率を算出。	下表の林齢に対応する許容限度未満のもの。	下表の林齢に対応する損傷率未満。	下表の林齢に対応する損傷率以上。	1小班当たり200㎡を精査。その結果下表の損傷率を超える場合は、その率に対応する本数について損害賠償。		
					林齢	1年	2年	3年	4年以上
					損傷率	3%	3%	2%	1%
つる切	対象地全体	出来高面積	①現地における未了箇所の有無。 ②契約図面又は部分完了届図面と検査図面等との差異の有無。等について検査。	未了箇所がなく、契約及び完了図面と検査図面等に差異がない場合。	適	適以外	未了部分を完成させ再検査。		
		切り残し	切断すべきつる類で切り残したつる類の有無を目視。	切り残しが無い場合。	〃	〃	手直し後再検査。		
		切り高	切断されたつる類について、地際に近い位置で確実に切断されているか否かを目視。	確実に行われている場合。	〃	〃	〃		
		つる類の除去状況	目的物に巻き付いたつる類について、確実に除去されているか否かを目視。	〃	〃	〃	〃		
	標準地	設定方法	比較的つる類が繁茂していた箇所に設け、1箇所当たり100㎡以上。						
標準地	目的木の枯損	標準地内にある目的木の本数及びつる切りによる損傷を受け、翌年秋までに健全木と同程度に回復する見込みのないもの本数を数え、その比率を算出。	許容限度未満のもの。	10%未満	10%以上	1小班当たり200㎡を精査。その結果、許容限度を超える場合は、その率に対応する本数について損害賠償。			



作業種	検査			判定		不合格の処理		適用
	種別	事項	方法	判定	許容限度	判定	事後措置	
除伐 ・ 除伐2類	対象地全体	出来高面積	①現地における未了箇所の有無。 ②契約図面又は部分完了届図面と検査図面等との差異の有無。等について検査。	未了箇所がなく、契約及び完了図面と検査図面等に差異がない場合。	適	適以外	未了部分を完成させ再検査。	
		対象木の伐り残し	除伐すべき立木のうち伐り残した立木の有無を目視。	伐り残しが殆ど無い場合。	〃	〃	手直し後再検査。	
		伐り高	除伐木の伐り高が、除伐：60cm、除伐2類：30cmを超えているものがどの程度の割合で含まれているかを目視。	全体の2割程度以下の場合。	〃	〃	〃	
		除伐木の処理	かかり木や除伐木が仕様書のとおり確実に処理されているか否かを目視。	確実に処理されている場合。	〃	〃	〃	
		つる類の切断、除去	つる類が確実に切断され目的木から取り除かれているか否かを目視。	確実に行われている場合。	〃	〃	〃	
		保残すべき樹木の保残	保残すべき箇所に成立する樹木や保残すべきとする樹木が確実に保残されているか否かを目視。	〃	〃	〃	顛末書の提出	
	標準地	設定方法	1箇所当たり100㎡以上					
	目的木の損傷率	標準地内にある目的木の本数及び除伐による損傷木の本数を数え、その比率を算出。	許容限度未満のもの。	20%未満	20%以上	1林小班当たり200㎡を精査。その結果、許容限度を超える場合は、その率に対応する本数について損害賠償。		
除草剤 散布	対象地全体	出来高面積	①現地における未了箇所の有無。 ②契約図面又は部分完了届図面と検査図面等との差異の有無。等について検査。	未了箇所がなく、契約及び完了図面と検査図面等に差異がない場合。	適	適以外	未了部分を完成させ再検査。	
		散布量	空箱、空袋により総散布量を監督職員が数量確認。	指定量が散布されている。	〃	〃	手直し後再検査。	薬剤検査は監督職員。
		むら撒きの有無	薬剤の効果が現れるのを待って、対象地全体の枯れ具合を目視。	対象地全体にむらの無い場合。	〃	〃	〃	
		散布もれの有無	薬剤の効果が現れるのを待って、対象地全体の枯れ具合を目視後、散布もれと思われる箇所を詳細に確認。	〃	〃	〃	〃	
	空容器の処理	空箱、空袋が安全な場所に確実な方法により処理されたかを確認。	適切である場合。	〃	〃	回収、処理させる。		
標準木	植栽木の損傷率	全区域の任意の植列を分散して選び、1植列当たり概ね30本ずつを細則10(4)②に定める本数を選び、そのうち薬剤の被害によって翌年度秋までに健全木と同程度に回復する見込みのないもの本数を数え、その比率を算出。	下刈りに準ずる。	下刈りに準ずる。	下刈りに準ずる。	下刈りに準ずる。		

作業種	検査			判定		不合格の処理		適用	
	種別	事項	方法	判定	許容限度	判定	事後措置		
枝打	対象地全体	出来高面積	①現地における未了箇所の有無。 ②契約図面又は部分完了届図面と検査図面等との差異の有無。等について検査。	未了箇所がなく、契約及び完了図面と検査図面等に差異がない場合。	適	適以外	未了部分を完成させ再検査。		
		枝条の整理状況	林内に枝条は転落しないように整理されているか、林道・歩道上に散乱している枝条はないかを目視。	適切に処理されている場合。	〃	〃	手直し後再検査。		
	標準地	設定方法	1箇所200㎡以上						
		選木の適否	仕様書どおりの選木が行われたか否かについて枝打ち本数に占める不適切な本数の比率を算出。	許容限度未満の場合。	10%未満	10%以上	手直しできるものについては、手直し後再検査。		
		枝打高、切断位置、切断面	仕様書どおりに行われているか否かを計測し、枝打ち本数に占める不適切な本数の比率を算出。	〃	〃	〃	手直し後再検査。		
(樹幹の) 損傷率	枝打によって、致命的な欠点等につながる損傷を受けた木が全枝打ち本数に占める割合を算出。	〃	〃	〃	1林小班当たり200㎡を精査。その結果、許容限度を超える場合は、その率に対応する本数について損害賠償。				
保育間伐・搬出を行わない天然林受光伐・育成受光伐	対象地全体	出来高面積	①現地における未了箇所の有無。 ②契約図面又は部分完了届図面と検査図面等との差異の有無。等について検査。	未了箇所がなく、契約及び完了図面と検査図面等に差異がない場合。	適	適以外	未了部分を完成させ再検査。		
		伐倒木の処理状況	かかり木及び伐倒木、末木枝条等の処理は仕様書に従って、適切に行われているか目視。	適切である場合。	〃	〃	手直し後再検査。		
		保残すべき樹木の保残	保残すべき箇所に成立する樹木や保残すべきとする樹木が確実に保残されているか否かを目視。	確実に行われている場合。	〃	〃	顛末書の提出		
	標準地	設定方法	1箇所当たり200㎡以上						
		選木の適否	標準地内の樹冠及び残存立木と伐根数の割合等により、標準地又は類似林分に準じた選木になっているかを類推し、適否を判定。	適切に実施されている場合。	適	適以外	手直しが必要な場合は手直しのうえ再検査。		
	伐り高	山側地際から30cmを超える伐根数の全本数に占める割合を算出	許容限度未満の場合。	20%未満	20%以上	〃			
	(保残木の) 損傷率	保残立木のうち間伐によって、前週の1/3以上の剥皮又は折損等の損傷を受けた木が全保残本数に占める割合を算出。	〃	〃	〃	超える率に対応する本数について、損害賠償。			
歩道整備(新設、修理)	対象地全体	出来高数量	延長距離を0.5m単位で測定。	許容限度以内の減	10%以内の減	10%を超える減	手直し後再検査。		
		幅員	始点、終点及び100mに1箇所ずつ0.1m単位で測定し、その平均を算出。	〃	20%以内の減	20%を超える減	〃		
		その他構造物の構造、寸法	仕様書に示された構造物の構造及び寸法を確認、検査。	林地荒廃につながる恐れがない範囲	適	適以外	〃	特段必要なものについては森林管理署等において別途定める。	

作業種	検査			判定		不合格の処理		適用	
	種別	事項	方法	判定	許容限度	判定	事後措置		
シカ防護柵 作設	対象地全体	資材の品質・規格・強度	監督職員の確認検査に基づき、支柱の強度、網目の大きさについて仕様書に照らし検査。	適正である場合。	適	適以外	手直し後再検査。		
		出来高数量	延長距離を0.5m単位で測定する。なお、材料検査の数量と、事業完了後に生じた余剰資材の数量の差から作設延長を算出し、施工状況（支柱及びアンカーピン等の施工状況）について監督職員から聞き取りを行ったうえで、無人航空機による静止画像等で、全体の出来高を確認することができる。	許容限度以内の場合。	10%以内の減	10%を超える減	〃		
		計画箇所への作設	計画された箇所に確実に作設されたかを確認する。	適正である場合。	適	適以外	〃		
	抽出	支柱設置の適否	支柱が地山にしっかりと設置され、倒れたりぐらついたりしないかを地形、地質、区域の形状等を勘案し重要な箇所において、作設延長を200で除した数（1以下は1箇所とする）以上の箇所で確認。	〃	〃	〃	〃		
		支柱間隔	地形、地質、区域の形状等を勘案し重要な箇所において、作設延長を200で除した数（1以下は1箇所とする）以上の箇所で、0.2m単位で測定し、その平均を算出。	許容限度以内の増	20%以内の増	20%を超える増	〃		
		柵の高さ	地形、地質、区域の形状等を勘案し重要な箇所において、作設延長を200で除した数（1以下は1箇所とする）以上の箇所で、支柱間隔の中間点で柵の高さ（たるみ）を0.2m単位で測定し、その平均を算出。	許容限度以内の減	20%以内の減	20%を超える減	〃		
		ネットの張り、もぐり込み防止策	アンカーピン等が地面にしっかりと固定されているか、ぐらついたりしないかを作設延長を200で除した数（1以下は1箇所とする）以上の箇所で確認。	適正である場合。	適	適以外	〃		
	単木保護 資材設置	対象地全体	出来高面積	①現地における未了箇所の有無。 ②契約図面又は部分完了届図面と検査図面等との差異の有無。等について検査。	未了箇所がなく、契約及び完了図面と検査図面等に差異がない場合。	適	適以外	未了部分を完成させ再検査。	
			資材の適否	監督職員の確認検査に基づき、資材の規格等について仕様書に照らし検査。	適正である場合。	〃	〃	再調達	
		標準地	設定方法	1箇所あたり100㎡以上。					
方法の適否	標準地内にある設置木について、仕様書どおりの方法で設置されているか否か、設置木総本数に占める不適切な本数の比率を算出。		許容限度未満の場合。	10%未満	10%以上	手直し後再検査。			

作業種	検査			判定		不合格の処理		適用	
	種別	事項	方法	判定	許容限度	判定	事後措置		
忌避剤 散布	対象地全体	出来高面積	①現地における未了箇所の有無。 ②契約図面又は部分完了届図面と検査図面等との差異の有無。等について検査。	未了箇所がなく、契約及び完了図面と検査図面等に差異がない場合。	適	適以外	未了部分を完成させ再検査。		
		忌避剤の仕様	監督職員の材料確認検査に基づき、品名・規格・希釈倍率等を検査。	特記仕様書のとおり。	〃	〃	再調達等又は協議。	同等品か否かの確認。	
		散布総量	忌避剤散布記録簿を集計し散布総量を求め、仕様書の散布総量との比率を算出。	許容限度以内の減。	10%以内の減	10%を超える減	手直し後再検査。		
		調合・積込数量	仕様書の数量と記録簿集計数量との比率を算出。	〃	〃	〃	〃		
	標準地	設定方法	1箇所あたり100㎡以上かつ植栽木を10本以上含むこと。						
		出来高	標準地内にある植栽木の本数をhaあたりに換算し、仕様書の植栽木の本数に対する比率を算出。	許容限度以上であること。	90%以上	90%未満	手直し後再検査。		
方法の適否		標準地内にある植栽木について、仕様書どおりの方法で忌避剤が散布されているか否か、植栽木総本数に占める不適切な本数の比率を算出。	許容限度未満の場合。	10%未満	10%以上	〃			
丸太筋工	対象地全体	資材の品質・規格等	監督職員の確認検査に基づき、標準図どおりに施工されているか検査。	適正である場合。	適	適以外	仕様書等と同等品と交換し、手直し後再検査		
		出来高数量	延長距離を0.5m単位で測定。	許容限度以内の減。	10%以内の減	10%を超える減	手直し後再検査。		
		施工箇所	効果が発揮される場所に設置されたかを確認	適正である場合。	適	適以外	〃		
	抽出	杭木設置の適否	杭木が地山にしっかりと打ち込まれているかを地形、地質、区域の形状等を勘案し重要な箇所において、作設延長を200で除した数（1以下は1箇所とする）以上の箇所を確認。	〃	適	適以外	手直し後再検査。		
		杭木間隔	地形、地質、区域の形状等を勘案し重要な箇所において、作設延長を200で除した数（1以下は1箇所とする）以上の箇所を確認。	許容限度以内の増	20%以内の増	20%を超える増	手直し後再検査。		
		番線の締め上げ	地形、地質、区域の形状等を勘案し重要な箇所において、作設延長を200で除した数（1以下は1箇所とする）以上の箇所を確認。	適正である場合。	適	適以外	手直し後再検査。		

作業種	検査			判定		不合格の処理		適用	
	種別	事項	方法	判定	許容限度	判定	事後措置		
末木枝条 集積	対象地全体	出来高数量	①現地における未了箇所の有無。 ②契約図面又は部分完了届図面と検査図面等との差異の有無。等について検査。	未了箇所がなく、契約及び完了図面と検査図面等に差異がない場合。	適	適以外	未了部分を完成させ再検査。		
		置筋の方向	末木枝条等が滑落・移動等しないよう等高線に沿って置かれてるか否かを目視。	適正に置かれている場合。	〃	〃	〃		
		置幅	地形、地質、区域の形状等を勘案し重要な箇所において、作設延長を200で除した数（1以下は1箇所とする）以上の箇所を確認。最大幅、最小幅を20cm単位で計測し、その平均と仕様書の寸法とを比較。	許容限度以内のもの。	20%以内の増	20を超える増	手直し後再検査。		
		置高	地形、地質、区域の形状等を勘案し重要な箇所において、作設延長を200で除した数（1以下は1箇所とする）以上の箇所を確認。最大幅、最小幅を20cm単位で計測し、その平均と仕様書の寸法とを比較。	〃	〃	〃	〃		
防火線 刈払い	対象地全体	出来高面積	①現地における未了箇所の有無。 ②契約図面又は部分完了届図面と検査図面等との差異の有無。等について検査。	未了箇所がなく、契約及び完了図面と検査図面等に差異がない場合。	適	適以外	未了部分を完成させ再検査。		
	標準地	設定方法	基準線は境界線方向とし、1箇所あたり200㎡以上						
		刈幅	刈幅の最大値、最小値を10cm単位で計測し、その平均と特記仕様書の寸法を比較	許容限度以内のもの	10%以内の増減	10%を超える増減	手直し後再検査。		
		刈払高	地際から丁寧に刈り払われているか否かを目視。	適正に行われている場合。	適	適以外	〃		
		刈払物の処理	刈払物を国有林側に寄せて防火線上には刈払物を残置していないか否か、境界標等（境界杭等）に被せていないかを目視。	〃	〃	〃	〃		
松くい虫 薬剤散布 (空中、地上、無人へり)	対象地全体	出来高面積	①現地における未了箇所の有無。 ②契約図面又は部分完了届図面と検査図面等との差異の有無。等について検査。	未了箇所がなく、契約及び完了図面と検査図面等に差異がない場合。	適	適以外	〃		
		薬剤の仕様	監督職員の材料確認検査に基づき、品名・規格・希釈倍率等を検査	特記仕様書のとおり。	〃	適以外	再調達等又は協議。	同等品か否かの確認。	
		散布総量	薬剤散布記録簿を集計し散布総量を求め、仕様書の散布総量との比率を算出。	許容限度以内の減	5%以内の減	5%を超える減	手直し後再検査。		
		調合・積込数量	仕様書の数量と記録簿集計数量との比率を算出。	〃	〃	〃	〃		
		むら撒きの有無	あらかじめ設置した調査紙によって落下分散状況を検査。	ほぼ均等に落下している場合。	適	適以外	〃		

